

令和 8 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、令和 8 年 6 月 10 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 水ノ江 晴 敏

2 番 山 口 秀 信

9 番 亀 元 公 一

3 番 高 橋 恵 司

10 番 岡 田 選 子

4 番 中 山 恵

11 番 井 手 幸 子

5 番 廣 瀬 猛

12 番 住 吉 浩 徳

6 番 名 倉 亮 介

13 番 近 藤 進 也

7 番 松 野 俊 子

14 番 垣 内 美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 吉 田 功

係 長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	山 口 ゆう子
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	藤 田 恵 二	産 業 環 境 課 長	黒 岩 貴 之
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	山 本 直 樹	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	川 橋 京 美	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	植 田 英 次 郎	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	大 黒 秀 一

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 3 回継続会

本会議 会議録

令和 8 年 6 月 10 日

水 巻 町 議 会

令和 8 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

令和 8 年 6 月 10 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、水清会。中山議員。

4 番（中山 恵）

4 番、中山です。水清会を代表いたしまして、冒頭質問をします。

1、こども食堂の支援について。

昨年の 9 月議会で「ボランティア団体の支援について」の中で、こども食堂の件も少し質問しましたが、今回は対象を絞り、こども食堂の具体的な支援に特化して、町の考えを伺います。

こども食堂は、子どもの居場所づくりや孤食防止、地域交流の場として、大変重要な役割を担っていると思います。しかし、昨今の物価高騰の影響により、皆さんの善意に頼りながら、厳しい状況の中で活動をしています。

9 月の一般質問以降、社会福祉協議会の取組についても調査しました。社協においては、ボランティア保険の取組や助成交付金に関する情報提供など、組織としてできる限りの伴走支援を行っているとのこと。こども食堂の責任者は、とても感謝していました。しかし、運営現場では、いろいろと高いハードルが存在しているようです。

例えば、猪熊校区のこども食堂では、国からの支援金、昨年度 18 万円の交付を受け、大変感謝しているようでしたが、この支援金には制限が多く、現場からは「少し窮屈だった」との声が上がっています。具体的には、食材費だけではなく、使い捨て容器などの消耗品費、また、利用者の増加に伴って増員したボランティアスタッフへの最低限の交通費などにも柔軟に活用できるよう、見直していただければとのことでした。

こども食堂は当初は、個人が善意でできる範囲からスタートすることが多いですが、長年たつと利用者が増え、個人の負担では賄いきれない状況になっているようです。ここで公的支援が届かなければ、最悪の場合、負担に耐えかねて閉鎖という、悲しい結末を迎えかねません。

地域の子どもの居場所を守るため、このような運営経費に対する柔軟な町独自の金銭的支援を恒久的に行政が主導し行うべきと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

続いて、2、高齢者の孤立予防と地域のつながりについて。

我が水巻町でも、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、コロナ禍を経て、人との交流機会が減少し、地域とのつながりの希薄化が課題となっています。また、免許返納後の

外出機会の減少や男性高齢者の閉じこもり、相談相手がいないなど、地域の中でも孤立への不安の声を聞く機会が増えています。

地域とのつながりは、日常の安心だけでなく、健康づくりや見守り、防災面においても大切な役割を担っています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で支え合う取組が重要であると考えます。

そこで、本町の現状認識と今後の取組について伺います。

(1) 孤立の把握。行政は孤立をどのように把握しており、支援につながっていない人の対応はどうしていますか。また、民生委員だけに負担が集中していませんか。

(2) 男性高齢者への支援。男性は地域活動に参加しづらい傾向がありますが、どのように認識していますか。また、退職後に地域との接点を失うケースがありますが、男性も参加しやすい場づくりはありますか。

(3) 外出支援。免許返納後や移動手段が限られることで、外出機会が減少し、孤立につながることも考えられますが、町としてどのように認識していますか。また、高齢者が地域とのつながりを持ち続けるための出かけやすい環境づくりについて、どのように取り組んでいますか。

(4) 今後の方向性。多世代との交流や支えられる側だけでなく、参加できる高齢者を増やす取組の考えを聞かせてください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、こども食堂の支援についての御質問にお答えします。

こども食堂につきましては、単に子どもたちへ食事を提供する場にとどまらず、家庭や学校以外に安心して過ごすことのできる居場所づくりや孤食の防止、さらには地域住民や世代間の交流促進など、地域全体で子どもたちを見守り支えていく環境づくりに大きく寄与していただいている大変重要な取組であると認識しております。

各地域において活動されている運営団体やボランティアの皆様におかれましては、それぞれの仕事や家庭、日々の生活を抱えながらも、子どもたちの健やかな成長を願い、継続的かつ献身的な活動により、本町の児童福祉を支えていただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

御質問の、地域の子どもの居場所を守るため、柔軟な町独自の金銭的支援を恒久的に行政が主導し、行うべきとのお尋ねですが、長引く物価高騰の影響により、食材費の上昇に加え、使い捨て容器などの消耗品費や光熱水費など、運営に必要な様々な経費も増加しており、こども食堂を運営されている皆様におかれましては、これまで以上に運営面で大きな不安と御負担を抱えながら活動を継続されている厳しい状況について、本町も十分認識しているところであります。

そのため、これまでも本町では、社会福祉協議会をはじめ、国や県、さらには民間団体等に

よる各種支援制度について必要な情報提供を行うなど、可能な範囲で支援に努めてまいりました。このような中、令和7年度には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内で活動し、無料または少額で子どもたちに食事を提供することも食堂運営団体に対し、食材費や光熱水費の負担軽減を目的とした補助事業を実施しているところであります。

こども食堂は、多くの場合、地域の皆様の善意や自主的な活動によって始められ、今日まで支えられてきた取組であります。その活動が地域に定着し、子どもたちや保護者にとって欠かすことのできない存在となっている一方で、運営を担う方々の負担が年々大きくなっていることも事実であります。

こうした中、ボランティアや地域の皆様の御努力のみに依存し続けることには一定の限界がありますが、活動を将来にわたり安定的かつ継続的に維持していくこと、また地域の子どもの居場所を守り、安心して利用できる環境を維持していくことは大変重要であると考えております。

今後につきましては、自主的な活動を尊重しながら、引き続き国や県、民間団体等による支援制度の情報提供や連携に努めてまいります。さらに、近隣自治体の支援状況等も参考にしながら、国の「地域こどもの生活支援強化事業」の活用を含め、本町として持続可能な支援の在り方について検討を進め、地域で子どもたちを支える環境づくりに努めてまいります。

次に、高齢者の孤立予防と地域のつながりについての御質問にお答えします。

高齢化や単身世帯の増加などにより、高齢者の孤立が社会的な課題となって久しく、そのため、本町におきましても高齢者が地域とのつながりを保ちながら安心して暮らしていくためには、支援が必要な方を早期に把握し、適切な支援につなげていくことが重要であると認識しております。

まず1点目の、孤立の把握についてのお尋ねですが、本町では、町内3か所の高齢者支援センターにおいて、毎年65歳以上の高齢者台帳を活用した実態把握を行っております。特に、独居高齢者や介護サービスを利用していない方などを対象に訪問を行い、生活状況や困りごとの把握に努めております。

また、民生委員・児童委員の皆様にも見守り活動に御協力いただいております。必要に応じて、高齢者支援センターと連携して訪問を行うほか、必要な支援につながっていない方については、行政へつないでいただくなど、できる限り負担軽減には配慮しながら対応しているところでございます。

全ての状況を把握することは困難ではございますが、今後も支援が必要な方の早期把握と適切な支援につなげる取組を進めてまいります。

次に2点目の、男性高齢者への支援についてのお尋ねですが、男性は、介護予防教室や通いの場への参加が女性に比べ少ない傾向が見られますが、自治会活動などの役員として地域を支えていただいている方も多くおられます。一方で、退職などを契機として外出や交流の機会が少なくなる場合もあることから、気軽に参加できる場づくりが重要であると考えております。

現在、いちょうの湯で実施しております高齢者健康推進施設利用サービス事業は、男性も女性と同数程度の利用があり、年代によっては、男性の方の利用が上回っております。入浴施設は、男女を問わず、休憩や会話など自然な交流が生まれる場でもあると考えますので、引き続

き、事業の周知と啓発活動を進めてまいります。

次に3点目の、外出支援についてのお尋ねですが、高齢者の免許返納後においては、移動手段が限られることで、外出機会や地域活動への参加機会が減少し、人と接する機会が少なくなること、閉じこもりや孤立につながる可能性があるものと認識しております。

本町では、高齢者運転免許証返納支援事業を実施し、免許返納後の移動支援としてタクシーチケットを交付しております。1回限りの交付ではございますが、高齢者の外出支援の一助になっているものと考えております。

今後とも、事業周知と合わせて、町内巡回バス、通勤通学バスを御利用いただき、外出機会の一助としていただけるよう、利用促進と利便性の向上に努めてまいります。

最後に4点目の、今後の方向性についてのお尋ねですが、高齢者の孤立予防は行政だけで解決できるものではなく、地域住民や関係機関との連携なくしては改善していくことが困難であると考えています。

本町では、第1期水巻町福祉総合計画において「人・地域のつながりづくり」を基本目標の一つとして掲げております。今後も、高齢者支援センターや民生委員・児童委員をはじめとする関係機関などと連携しながら、支援が必要な方の早期把握と適切な支援に努めるとともに、高齢者が支えられる側だけではなく、地域活動やボランティア活動などを通じて地域を支える担い手として活躍できる環境づくりに取り組み、高齢者が地域とのつながりを持ちながら安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい。

3 番（高橋恵司）

3番、高橋です。私は、こども食堂についての再質問です。まず、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。しかしながら、具体的には少々物足りない答弁と感じましたので、少し質問をさせていただきます。

こども食堂はあくまでボランティアなので、自分から資金援助してくださいとは言えません。私も、こども食堂が財政的に苦しいからお金をくださいとだけ言っているわけではありません。町の大切な税金だからこそ、どうきれいに効果的に使うべきかを考えていただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。答弁にあります地域こどもの生活支援強化事業とは、どんな事業でしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、松井課長。

子育て支援課長（松井 努）

高橋議員の再質問にお答えいたします。

地域こどもの生活支援強化事業とは、地域の様々な場所を活用して、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる食事等を提供しつつ、支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、行政や専門機関につなぐことで、地域の見守り、生活支援体制を強化する国の事業でございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

3 番（高橋恵司）

はい、それでは今年度のこども食堂の運営団体に対する支援はどうなるのか、お聞かせください。

議 長（白石雄二）

松井課長。

子育て支援課長（松井 努）

再質問にお答えいたします。

今年度交付される予定となっております、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への実施事業の検討に取り組む予定としており、その中でこども食堂の支援についても検討してまいります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

3 番（高橋恵司）

ぜひ昨年度の金額を下回らないように、御検討お願いしたいと思います。

次に、現在補助対象となっていない消耗品費や交通費は対象となるかどうか、もう一度お聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい、松井課長。

子育て支援課長（松井 努）

御質問にお答えいたします。

公金を使用する補助金については、公平性や公正性、透明性を確保しなければなりません。こども食堂の各団体については、ボランティア団体として自発的・自主的に活動を行っている

ことや他のボランティア団体のことを考えますと、交通費の補助というのは適切でないというふうに考えております。

しかしながら、消耗品につきましては、物価高騰の影響も受けておりますし、補助対象経費としての検討はできるものというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

3 番（高橋恵司）

県内にはどれぐらいのこども食堂がありますか。ちょっと参考までにお聞きしたいんですが。

議 長（白石雄二）

はい、松井課長。

子育て支援課長（松井 努）

御質問にお答えいたします。

令和7年9月時点の情報となりますけれども、県内に531か所のこども食堂がございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

3 番（高橋恵司）

はい、ありがとうございます。

ちょっと調べましたところ、政令指定都市の福岡市に50か所以上、北九州市でもそれ以上60か所以上あるようです。全国的に見れば、1万2,600か所に上っているようです。これからの世の中、こども食堂は特別ではなく、一般的な存在になると考えます。だからこそ、その場しのぎの補助金だけでなく、持続可能な取組が必要だと思っております。

これは私のちょっとした提言なんですが、一例を述べさせていただきます。現代の子どもたちは、スーパーに行けば何でも買える中で育っています。自分たちが作ったものを自分たちが食べる、自給自足の体験は貴重です。

そこで、町の余剰地を活用し、地域住民、子どもたち、老人会など、みんなで野菜を育てる。私が勝手に仮称をつくってみました。これを「世代間交流食堂」と私の中では思っております。

こういう活動によりまして、1つのコミュニティができるのではないのでしょうか。また、高齢者の生きがいと活躍の場、粗食防止と健康増進にもつながり、食材の調達コストを抑えるなど、まさに一石二鳥、いや、一石三鳥ともいえる活動だと思っております。

この先、余剰地を探したり、ボランティアを探したり、行政側は大変なエネルギーが必要と

なってくると思いますが、このような支援の仕方も、ただ補助金を出すだけではなく、町全体で子どもたちを支える1つの方法だと考えております。

このような私の考え、町長、どうお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

基本的には、水巻町は教育長が中心となって、「みんなで育てよう、水巻の子ども」ということで、地域と学校と保護者と連携を取りながら、まずそれが私は基本だと思っております。

それから地域の交流、特に伊左座小校区では、そういうことを各区長さん等がボランティアで一番、伊左座小校区はやってるんじゃないかと聞いております。餅つき大会等々ですね。それはもう既にやってる地域もありますし、このこども食堂について、高橋議員の想いというのはよく理解できるところでございます。

ただ、私も各3町ですね、遠賀町、芦屋町、岡垣町も、このこども食堂、当然何か所かあります。そういうことも認識しておりますが、難しいところは、これを町が委託をすれば、きっちと補助金等々で対応できると思うんですけど、あくまでもボランティアということで、こどもの居場所づくりということで、広い意味では子どもたちの行政ではできない、学校ではできない、そういったふうになってるというふうには認識しておりますが、それじゃ一部の子どもたちだけで、一部のボランティアの方の、一部の子どもたちだけでいいのかというところもですね、あるんじゃないかと思っております。

やはり生徒2,000人近く、子どもたち、水巻、小中学校あります。私としては給食を何とか無償化したいということで、小学校は国が今年からやりましたけど、中学校に対しては無償化に町の単費でやっております。

そういうことで、子ども支援は大きい意味では、私は子育て支援として、保育所の2人目から無償にするとか、最終的には、この間、ここの本会議でも言いましたが、保育所の保育料全てを無償化したいというのは私のこれからの取組だと思っておりますが、そういう形で町としては、そういう全体的な子育て支援はやってます。

それから、小学校単位に中心に教育長が地域で、みんなで育てるというようなことです。

そういう中でも、全員が全員、あれしてるわけじゃないと思っておりますので、こういうこども食堂が本来はですね、こども食堂が盛んになるってことはあまりいいことじゃないと思っており、なぜならばそういう子どもたちが多いということは、行政がそこまで見きれてないんじゃないかという反面にもなると私は思っております。

極力、こういうこども食堂の支援については、先ほど課長が言いましたように、国の交付金等で今年も対応していきたいなとは思っておりますが、今後いろんな問題があると思いますし、またどうやっていくかは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

3 番（高橋恵司）

町長、ありがとうございます。

最後にですね、近隣自治体の支援状況などを参考にしながらとありますけど、こういった取組は、我が水巻町が先陣を切って町長が旗振り役となってやっていけば、他の近隣自治体も、水巻町は、なるほどこういったいいことをしていると、後に続くんじゃないかと思います。

今の町長のお立場としまして、福岡県の町村会の会長もされておられます。そういう立場上、町長が始めたらほかにも続くと思います。そういうことを期待しまして、執行部の方もどうぞ頭をひねって、いろいろと検討してみてください。

これで、こども食堂に関しての質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

4 番（中山 恵）

4 番、中山です。私は、高齢者の孤立予防と地域のつながりについて、3 点ほど再質問をいたします。

まず 1 点目は、高齢者支援についてでございます。今後、男性高齢者がこれまでの経験や知識を生かしながら、地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境づくりについてどのように考えておられますか。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

中山議員の再質問にお答えいたします。

地域活動などに参加しやすい環境づくりについては、男性高齢者に限らず、それぞれがこれまで培ってきた経験や知識を活かしながら、地域に関わることができる環境を整えていくことが大切であると考えております。

先ほどの町長答弁にもありましたが、自治会活動などの役員として活動されている男性も多く、また、社会福祉協議会に委託して実施しておりますシルバー能力活用事業の登録者につきましても約 9 割が男性であり、地域の担い手として活躍いただいております。

本町としては、誰もが地域活動やボランティア活動に参加するきっかけを得られるよう、活動内容や参加方法に関する情報提供を行いながら、参加を希望される方が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

4 番（中山 恵）

答弁では、自治会活動やシルバー能力活用事業などで、多くの男性高齢者が活躍されていることが分かりました。しかし、地域には退職後の人間関係づくりに悩み、地域活動へ参加するきっかけを見つけられない方もおられます。ぜひ、情報提供だけではなく、まず一度参加してみようと思えるような参加のきっかけづくりにも力を入れていただくことを要望いたします。

では続けて、2点目の再質問よろしいですか。では、2点目でございます。外出支援についてでございます。

免許返納後の外出支援として、タクシーチケットや巡回バスの取組を進めていただいておりますが、外出は買い物や通院だけではなく、人との交流や地域活動への参加にもつながる重要な要素だと考えています。今後、孤立予防や社会参加の視点から、どのように外出支援の充実を図っていかれるのかお尋ねします。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

外出することは、人や地域とつながりを持つきっかけとなります。本町では、少しでも外出の機会が増えるように、巡回バスの利便性を高めたり、買い物しやすい環境を整えるために移動販売事業を行ったり、住民が気軽に参加できる生涯学習やスポーツ、ボランティアなどの機会づくりと活動の支援を行っております。

また、今年の4月から開始しました高齢者補聴器購入費助成事業もその一つで、「聞こえ」の確保により、コミュニケーションの機会や閉じこもりを防止し、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を支援することを目的としております。

今後も外出したいと思う機会づくりや、参加しやすい環境づくりを進めることで、孤立予防や社会参加の促進につなげてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

4 番（中山 恵）

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、人とのつながりを持ち続けることが大切ですので、地域活動や生涯学習、ボランティア活動などへの参加しやすくなるような環境づくりを、またさらに要望いたします。

続いて、このまま3点目、再質問よろしいですか。3点目なのですが、今後の方針についてでございます。

高齢者が生きがいや役割を持ちながら、地域とつながり続けるためには、今後どのような仕組みづくりやきっかけづくりを進めていかれるのかをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

御質問にお答えします

高齢者の生きがいや役割については、一人一人の価値観や考え方によって異なり、地域との関わり方も様々であると考えております。町長答弁にもございましたように、本町では、水巻町福祉総合計画において、「人・地域のつながりづくり」を基本目標に掲げ、地域コミュニティの形成に向けた取組を進めております。また、各施策の取組状況については、毎年度評価を行い、その結果を福祉施策推進協議会へ報告し、御意見をいただいております。

今後も計画に基づく取組を進めるとともに、施策推進協議会において、高齢者の生きがいづくりや地域とのつながりなどについて、御意見をいただきながら、必要に応じて施策の見直しや改善を行ってまいります。

高齢者の皆さんが、地域活動やボランティア活動などを通じて、それぞれの経験や知識を活かしながら活躍していただくことが、生きがいづくりにつながるとともに、地域コミュニティの維持、発展にもつながるものと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

3 番（高橋恵司）

関連質問なのですが、先ほど私が申し上げたように、世代間交流こども食堂のようにですね、こども食堂から始まりまして、地域のコミュニティ全員が参加する高齢者の生きがいと活躍の場と申し上げましたが、まさしくこれが、今、中山議員が再質問したことにつながっていくのではないかと思いますので、ぜひ、こども食堂から出発しまして、中山議員へとつないでいけたら、私ども大変うれしく思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

4 番（中山 恵）

では最後になります。高齢化が進む中で、行政による支援はもちろん大切ですが、それと同時に、地域のつながりや人と人との支え合いもますます重要になってくると感じております。誰もが年齢を重ねても、地域の中に居場所があり、役割があり、安心して暮らし続けることは、多くの住民の願いではないでしょうか。私自身、地域の皆様と接する中で、人とのつながりがあるから元気でいられるという声をお聞きしてまいりました。

今後も住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに向けて、前向きな取組をお願いいたします。私の一般質問を終わります。

以上で、水清会から一般質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（白石雄二）

以上で1番、水清会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、日本共産党。岡田議員。

10 番（岡田選子）

10番、岡田です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問を行います。

1. 吉田団地の現状とこれからについて。

吉田団地は炭鉱閉山後建設された町営住宅で、今年で築57年になります。町は老朽化した団地の建替えを一旦は計画しましたが、財政的負担を理由に断念しました。令和3年度からは、吉田団地1棟から36棟までの住替え事業に取り組み、現在除却工事も終了し更地となっています。37棟以降の吉田団地の今後については、何も示されていません。我が党がその方針について、令和3年9月議会で質問した際には、「36棟までの住替え事業の進捗状況を踏まえた上で検討する」との答弁でした。

そこでお尋ねします。

(1) 37棟以降の居住者は、いまだ示されない団地の今後の方針について大きな不安を持たれています。36棟までの住替え事業も終了した今、先の答弁にあるように、検討する時期にきていると考えますが、いかがですか。

(2) 公営住宅法では、地方公共団体が「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し」と定められています。しかし、居住者の中には「風呂場のドアの修理をお願いしているが一向にしてくれない」など生活の質を下げた状況が放置されています。吉田団地は長期に居住している方々がほとんどであり、住宅自体の耐用年数も過ぎており、老朽化が著しいことも要因で、入居者負担とだけは言えない状況ではないでしょうか。早急に対応すべきだと考えますが、いかがですか。

(3) 除却された 36 棟までの更地の今後の活用計画について、進捗状況をお尋ねいたします。

2. エアコン購入の補助と電気代の助成について。

5 月から 30 度を超え、35 度以上の猛暑日を記録した地点があったとのニュースに、夏本番の暑さにおののいている方も多いかと思います。このようなニュースで心配になるのは、エアコンのない世帯の方のこと、エアコンはあっても電気代を気にしてエアコンを付けない低所得者の方々のことです。「電気代よりまずは命が大事」と話をさせていただきますが、現下の急激な物価高騰に「食べていくのが精いっぱい。今以上の電気代を払うゆとりはない」との厳しい暮らしの実態が聞こえています。

我が党は、これまで熱中症のほとんどが部屋の中で起きていることなどを示し、特に年金暮らしの高齢者世帯や低所得者世帯の命を守る対策として、町にエアコン設置や電気代補助を求めてきました。しかし、町長は「これまでの現金給付などで低所得者に対する支援は一定程度実施されている」「購入の現金がない方は社会福祉協議会での貸付を利用できる」「家電量販店の低金利のローンもできている」などと、困窮している方々の日々の暮らしの実態を知らない答弁ばかりでした。居住環境への対応は家計管理の下、自分で対策を取るようにと自己責任とする冷たい姿勢です。

ところが、町民の暮らしの実態をよくつかんでいる自治体では、熱中症などの健康被害を防止し、高齢者の安全かつ安心な生活を支援するため、エアコン購入や設置にかかる経費に助成金を交付する、と制度化している自治体が県下に 17 自治体あります。

さらに、エアコンは今後 27 年問題を迎え、これまでよりも一層高額となり、低所得者層でなくても壊れても買替えができない家庭も出てくるかもしれません。自治体の役割は、住民の福祉の増進です。税金はまず困っている住民を救うために使うべきだと考えます。

町長は我が党の質問に「公的支援は、活用可能な補助メニューの調査を行い、財源確保の見通しがつきましたら、支援策の検討を深め、必要な対策を講じる」とも答弁しています。政府はアメリカの無法なイランとの戦争による多方面への経済的、社会的影響に対し、やっと補正予算を 6 月上旬に提出いたしました。そこには自治体独自で使えるメニューもあります。

そこで、お尋ねします。

(1) この補正予算を逃すことなく、本町においても気候変動対策としても、省エネ性能の高いエアコンを購入した場合に、助成を受けられる制度を実施してはいかがでしょうか。

(2) 気候変動の影響を最も受けやすい低所得者が、熱中症対策として冷房などを適切に利用できるよう高齢者、障がい者、低所得者を対象にしたエアコン購入や電気代の助成事業を本町においても早急に実施することを求めますが、いかがですか。

3. 敬老祝金の支給日の見直しについて。

本町の敬老祝金支給事業は、現在その年の 9 月 15 日現在において、節目の祝いの満 77 歳、満 88 歳、満 99 歳を迎えている方に支給されます。現在の制度では、誕生日を 9 月 15 日以前に既に迎えており、満年齢が 88 歳、99 歳に達していても、9 月 15 日まで元気でいなければ祝金は支給されませんし、9 月 15 日以降に誕生日を迎える方は、翌年の 9 月 15 日まで支給されません。同級生であっても誕生日によって、祝金支給が 1 年遅れるという不公平が生まれています。

高齢になるにつれ、誰もが 1 日 1 日を無事に過ごすことができるかどうか、不安を持ちなが

ら過ごしているのが実情で、特に 88 歳、99 歳という年齢は、いつ何事が起こってもおかしくない年齢と言えるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。特に 88 歳、99 歳の方への祝金は、満年齢に達した誕生日に支給する方法に見直しをしておこなうことができないでしょうか。そうすれば、町としても敬老の気持ちをお一人お一人に丁寧に伝えることができ、御本人もまさに誕生日にお祝いが届くことでストレートに喜んで頂けます。そして、何より実際は祝いの節目の年齢に達しているのに、9 月 15 日までは存命できずに、町から祝ってもらえなかったという不公平を解消することができると考えますが、いかがですか。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

初めに、吉田団地の現状とこれからについての御質問にお答えします。

まず 1 点目の、36 棟までの住替え事業も終了した今、先の答弁にあるように検討する時期にきていると考えますが、いかがですかとお尋ねですが、吉田町営住宅 1 棟から 36 棟住替え事業は、令和 2 年度に政策決定し、令和 3 年度から事業を開始しました。この間、住民並びに自治会の皆様の御協力、お力添えをいただき、非常に困難でありました本事業も終結に近づいてまいりました。これまで御協力をいただいた関係者の皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

吉田町営住宅 1 棟から 36 棟の住替え事業は、令和 8 年度中に残っている住棟 5 棟の除却工事を実施する予定としています。除却工事が終了しましたら、吉田町営住宅 1 棟から 36 棟がありました当該用地の用途廃止を実施し、普通財産へと引き継ぐこととしています。

御質問の吉田町営住宅 37 棟以降の計画につきましては、今後の町営住宅全ての在り方にかかる重要な問題であると認識しています。この問題は、吉田町営住宅 37 棟以降だけの問題として考えるのではなく、町の将来を見据えた住宅政策として、関係部署と横断的に検討すべきであると考えます。

少子高齢化に伴う人口減少問題は、本町にとっても喫緊の課題といえる重大な問題です。減少していく人口の中で、町営住宅の適正な管理戸数も総合的に検証しなければなりません。令和 6 年 3 月に策定しました「JR 東水巻駅周辺等整備基本構想」も考慮の上、吉田町営住宅を含む町営住宅全体の将来的な方向性について、全庁的な課題として総合的に検討したいと思えます。

次に 2 点目の、「風呂場のドアの修理をお願いしているが一向にしてくれない」など生活の質を下げた状況が放置されています。吉田団地は長期に居住している方々がほとんどであり、住宅自体の耐用年数も過ぎており、老朽化が著しく、早急に対応すべきだと考えますが、とお尋ねですが、町営住宅の修繕区分として、公営住宅法第 21 条の規定を基に「住まいのしおり」に記載してありますとおり、入居者御自身に修繕していただくものと、町が修繕を行うものに

区別されます。町が行う修繕としては、構造上重要な部分であって、基礎、柱、外壁、内壁、屋根、天井等の大型補修等になります。

公営住宅法では、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ものとされています。家賃が低廉である町営住宅の場合であっても、修繕費用の個人負担について否定されるものではないことから、規定に基づき一定の御負担をいただいています。

なお、修繕の依頼があった場合、個人負担になるものについては業者により修繕をしていただき自己負担でお支払いいただきます。修繕の負担が自己負担か町負担か判断がつきにくい場合は、職員が現場に伺い確認することになっています。確認の結果、町が負担すべき修繕であった場合は、速やかに修繕を実施しています。

町としましては、公営住宅を公平に運営しなければならない以上、法律の規定に基づき、修繕を行っていますので、特定の町営住宅における修繕費用の個人負担分について、町の負担で修繕することは難しいと考えます。

また、公営住宅法施行令第13条に定められている耐用年数は、その年数が経過した場合の居住継続の可否を一律に定めた規定ではなく、建替え事業の施行要件や公営住宅等の処分等の関係で規定されたものです。したがって、耐用年数を超えたといって、居住継続の可否が法的問題になるものではありません。

最後に3点目の、除却された36棟までの更地の今後の活用計画の進捗状況についてのお尋ねですが、現在、令和7年12月の補正予算に計上しました当該地の確定測量業務を、令和8年度への繰越事業として実施しているところです。

また、当該地の今後の利活用を検討する「JR東水巻駅周辺等整備町有地活用事業」を新たに企画し、複数の関係部署によるプロジェクトチームを立ち上げました。建築資材が高騰し、建築時期の確約すら担保できない状況となっておりますが、世界情勢から受ける影響などにも注視しつつ、跡地活用については「JR東水巻駅周辺等整備基本構想」を基に検討を進めてまいります。

次に、エアコン購入の補助と電気代の助成についての御質問にお答えします。

1点目の省エネ性能の高いエアコンの購入助成の実施と、2点目の高齢者、障がい者、低所得者を対象にしたエアコン購入や電気代の助成事業の実施についてのお尋ねは関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

御質問にあります、今回の国の補正予算では、不安定な中東情勢を背景とした燃料費の上昇による今後の電気・ガス料金高騰に対する支援に限らず、必要な施策を臨機応変に講じるため、3兆円規模の予備費を活用した支援策に取り組むことになっています。この中で、地方の実情に応じた支援策に活用できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についても拡充されており、本町においても今後、実施事業の検討に取り組む予定としています。

現段階においては、交付金事業の取りまとめを行う企画課において、効果的な事業などの情報収集を行っているところです。今後、事業効果や優先順位などを協議し、事業の決定を行ってまいります。

さて、近年の異常ともいえる気象条件の中で、夏の暑さをしのぐには、エアコンは必須の家

電製品であり、暑さを感じにくいとされる高齢者を対象に、熱中症を防ぐために利用控えをしないよう、国などが呼びかけを行っているところです。

また、エアコンの購入価格についても、御質問にありますように、来年の4月から新たな省エネ基準が適用され、新基準を満たさなくなる現行の安価な製品が製造、販売できなくなる予定で、2027年問題として価格の上昇が危惧されています。

エアコン価格の上昇のほかにも、原材料費の値上げや円安、エネルギーコスト上昇の影響で、この6月から1千品目を超える食料品の値上げが報道発表されるなど、食料や生活必需品の値上げも家計全体への影響が少なからずあるものと考えます。

このような状況の中で、町として、エアコンの設置や買替えをちゅうちょなくできるように補助金を交付することを否定するものではありませんし、補助金制度を既に実施している自治体があることも認識しております。

しかしながら、本町の限られた財源の中で、子育て支援、物価高騰対策となる商品券事業、安心・安全のための取組など、優先順位をつけ、責任感をもって実施しており、財政面のほかにも、新たに事務が生じることによる職員の体制、エアコン購入の補助に特化することの有効性、既に実施している商品券事業との重複など、検討すべき課題が現時点では多くあるとの認識です。

さらに申し上げれば、令和8年度予算に計上している、学校給食費や第2子以降の保育料の無償化、学校の体育館へのエアコン設置など、新たな事業が財政に与える影響を注視している状況もあります。

新たな事業の実施については、今申し上げました各事業が与える財政的な影響、職員の体制、国の動向や国からの交付金や補助金の規模など様々な影響を考慮し、町職員と政策会議で審議し、決定しております。

合わせて、当然のことながら、町の事業については、議員各位の了承をいただかなくてはなりません。私自身、議員各位に御納得をいただいた上での町政運営というものを信念としておりますので、これからも様々な事業について、財政的な責任をもって、幅広く支持を得られるような御提案をしてみたいと考えています。

今回の国の補正予算では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほかにも、ガソリン価格の高騰対策として、電気代やガス代の補助も含まれておりますが、やはり国の責任において、高騰する電気代を抑制するためのエネルギー政策全般の見直しや体制強化といった根本的な政策転換の取組も合わせて必要だと考えております。その上で、財政基盤の弱い自治体へは物価高騰対策の手厚い財政支援が必要だと考えており、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のさらなる増額やエアコンの買替えのみに対する補助金の創設についても、機会を通じて国に要望を行ってまいります。

いずれにしても、本町の支援施策を政策決定し事業の概要が固まりましたら、補正予算を編成し、議会に提案をさせていただくこととしておりますが、町の独自財源のみを活用する補助事業については、これまで同様、慎重に検討してまいります。

最後に、敬老祝金の支給日の見直しについての御質問にお答えします。

まず、本町の敬老祝金について御説明いたします。本町では、77歳の方に1万円、88歳の方

に3万円、99歳の方に10万円の敬老祝金を現金で支給しております。受給資格は、その年の9月15日現在に対象年齢に達する方で、毎年9月1日現在において、その年の4月1日以前から引き続き町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方としております。

支給方法は、77歳及び88歳の方につきましては、9月の中旬頃にお住まいの地区公民館等で、99歳の方につきましては、私が御自宅や施設を訪問してお渡ししております。なお、令和7年度の実績でございますが、支給者数は、77歳が479名、88歳が193名、99歳が21名となっております。

そこで、88歳、99歳の方への祝金は、満年齢に達した誕生日に支給する方法に見直しをしてはどうかとお尋ねですが、現行の制度での対象者の考え方として、民法上の誕生日の前日に1歳年齢を重ねるといった規定に基づいていることから、9月17日以降に誕生日が来る方については、翌年度の支給対象となるため、同級生でも支給年度が異なり、不公平を感じる方もいらっしゃるかと思います。また、誕生日を迎えられた後であっても、基準日前にお亡くなりになった場合、支給対象とならないことから、御本人や御家族のお気持ちを考えますと様々な御意見があることは理解しております。

しかしながら、本町の敬老祝金は個々の誕生日をお祝いする制度ではなく、老人の日に合わせて長寿を祝い、長年にわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者の皆様に、敬意と感謝を表する事業として長年実施してきたものでございます。特に、99歳の方には、私が直接お祝いの言葉をお伝えしながら祝金をお渡ししておりますのも、町として祝意を表することに意義があると考えているからです。

御質問にもございますように、88歳、99歳の支給基準を変更した場合には、他の対象年齢、77歳の方との支給に関する均衡をどのように図るのかという課題もございます。そのため、現時点では、誕生日を基準とした支給方法への見直しは考えておりませんが、敬老祝金を心待ちにされている方も多くおられることから、今後も高齢者の皆さまへの敬意と感謝の気持ちを確実にお伝えすることができるよう、持続可能な事業として継続していけるよう努めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

11番、井手幸子です。私は、最初の質問の吉田団地について再質問をいたします。

まずここで一番大事というか、私どもが聞きたかったことは、今後、吉田団地どうするんですかって、もう質問のとおりですけど。答弁の中に、今後の公営住宅の在り方についてプロジェクトチームをつくって検討していく方向——その上でっていう答弁になっておりますが、私はそれはそれで必要だとは思うんですよね。しかし、質問にありましたように、住んでる人にとってはですね、今後どうなるか、皆さんもう御高齢になられてますし、本当に50年以上住んでる方もたくさんいらっしゃいます。

過去に、吉田団地の建替事業計画っていうのが立っておりましてけれど、そのときの議事録とかをちょっと確認しますとですね、これは10年前の議会での議事録ですけど、美浦町長は、吉田団地の建替え——当時ですね、建替え問題をこれ以上先送りにすることはできないという、すごい意欲を持たれて答弁をされておりました。しかし、その後、財政負担が大き過ぎるってということで、中止になった。それはそれでいいんですけど、その10年前につくりますよって、答えられてることに対して、10年以上そのままになってると。

今の答弁では、在り方から検討しますよって言ってますけど、吉田団地については、先ほど申し上げたように、やっぱり住民の方の不安感がある。同じ町営住宅でも高松団地は10棟までの除却処分をするっていう方針も出ておりますし、また、鯉口と高松にもエレベーターをつけて、上層階の人も住めるようにしますという、ある程度のポイント、ポイントの団地の方針は出てると思うんですよ。そこはでもコンクリート住宅ですけども、これ修繕費にかかってくるんですけどね。やっぱり吉田の場合は、2階建ての改良住宅っていうことで、傷み方は違うと思います。

今、質問は1つは、吉田団地の将来どうするか、方向性についてと、先ほど申しました修繕費の法律、公営住宅法では、受益者負担、住んでる人の負担になりますよという答弁があっておりますけど、これまでの状況の中でね、修繕費を検討していただけないかという2つを質問いたします。

議 長（白石雄二）

はい、山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

井手議員の御質問にお答えします。

まず、吉田町営住宅37棟以降の居住者について、住替え等の御質問でございますが、1棟から36棟の住替え事業は、既存ストックを有効活用することで、住替えを実行することができました。ただ、現状住替え先となる5階建て、吉田町営住宅にお住まいの方も、吉田地区にもうこのままお住まいになりたいという方が大変多くございます。その中で、吉田の5階建てに、これに関しての空きが今のところ非常に少なく、特に低層の1、2階の空きが少ないため、かなり難航するものと考えております。

それから330戸の建替えを基本とする建替基本計画ですが、当時50億円以上の事業費がかかるということもありまして、国から補助金を活用するにしても、多額の起債等をしなければならなくなりまして、町の財政において将来的に大きな負担を残すことから計画を白紙にさせていただいております。

町の方針といたしましては、現在町が保有している公営住宅のストック、これを有効的に活用した上で、公営住宅が持つ公的住宅におけるセーフティネットの機能を維持していきたいと考えております。

続いて、高松のお話で利便性向上事業のことをお話されていたんですが、3月議会でも御報告いたしました、高松町営住宅の1棟から10棟、これ非常に高台にありまして、そこでも高齢

化が進む、公営住宅、改良住宅とほぼ同じ時期に建設しておりますので、同じような問題が進行しております。

高齢化が進む中で、極めて利便性が低くなっております当該住棟の入居者の多くの方が、やはりまた高松への住替えを希望していると聞き及んでおります。高松町営住宅の中でも、今言っております1棟から10棟に関しては、初期に建築されておまして、住棟によっては躯体にクラックなどが見られるため、当該住棟の居住者が安心してお住まいいただけるように、事業を開始したものでございます。

最後に修繕につきましては、適宜私たちも現地に赴いてですね、できるだけできることがないのかという目で見ておまして、そこについては、なるべく町も検討させていただきたいと思いますが、可能な限り対応していこうとは思いますが、いかんせん、なかなかできないこともありますので、そこについては御容赦いただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

11 番（井手幸子）

私が質問したのは、高松団地の状況ではなくて、先ほども言いました高松とかそういうところは、方向性っていうか今後こうしますよっていうのが、ある程度示されているのに対して、吉田団地のほうがですね、もう10年以上も放置っていいですか、そのままの状況でいってることが、大きな問題ではないですかっていうところをお尋ねをいたしました。そのことについてどうお考えですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

先ほどの答弁でも言っておりますように、ようやくですね——先ほどの経過は、今、山本課長が述べたとおり、建替えを白紙に戻して住替えにしたと。そして、とりあえず1棟から36棟、まず優先して住替えをして、多くの皆さんの御協力で無事に住替えが完了し、御存じのように解体も、令和8年度にですね、あと5棟残っておるんですけど、今、1つ解体いたしましたけど、風向きと云々で解体側の時期がですね——もう、最後の解体がやっぱ秋頃になるだろうと、今現場で報告がっております。そういうことで、少なくとも令和8年度中には、来年の3月までには全ての住宅の除却ができるというふうに思っております。それがまず1点ですね。

やはり、私たちもこっちもあっちもというふうにはいきませんので、それを見越して、今からこの跡地利用と、それから吉田団地の37棟以降の2階建て、特にですね。5階建てのほうはまだまだ外装もしておりますので、別に問題はないと思っておりますが、2階建てのほうがひどく傷んでおるということも承知の上です。

そういう方たちのことも踏まえて、町としてはプロジェクトチームをつくって、今後、今言う高松も含めた全体の計画、それから吉田団地の2階建ての37棟の問題。少なくともあれを修繕するということにはならないと思っております。——ということは、少なくとも36棟までしたような住替えをしなくては、私個人的な今の考えでは、住替えをしなくてはいけないんじゃないかなと。

それで、そういう選択肢の中に、鯉口の町営住宅のエレベーターをつけて、49戸、今、鯉口団地の空きがあります。皆さんがそこにとは思いませんが、少しでも、その吉田団地の37棟進める上において、住替えの選択肢の中に、そういう環境整備もしなければ・・・。

ただ先ほど課長が言いましたように、5階建ての6棟ある吉田団地がもう、特に5階とかに引っ越してくださいという——今まで1階に住んでる方にですね、1階2階の方にそういうことは、とても無理な話だと思っております。そういうことで、6棟の1階2階はほとんど詰まってるというふうに考えてます。吉田1棟から36棟の住替えの方も、当然そこに住替えになっております。

そういう状況の中で、今から37棟の方たちも住替え——当然住替えになると思います。住替え問題をどう対応していくかということを検討しようということで、何もほったらかしてるわけでもありませんし、やはり1棟から36棟の跡地利用と並行してですね、ようやく高松団地も1棟から10棟まで用途廃止をして、特に5棟がひどいということで、今、町としては、5棟の方に住替えを促していると・・・。

そして、今度7月に、今から議運に報告させてもらいますけど、臨時議会を開いて、高松のエレベーターの業者選定をしたいと思っております。そういう中で、特に高松は1棟から10棟の方のエレベーターを設置すれば、優先してそこに住替えしてもらおうと、そういうアバウトな話でございますが、それを今から、政策会議あるいはプロジェクトチームをつくって、いかに住民の皆さんに安心して住替えをしていただくとか、そういうことを今から検討していきたいということですので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

修繕費についてはですね、今の山本課長の答弁の中で、ちょっと検討していきたいというふうに私は受け取ったのですが。やはり50年以上住んで、本当生活の場で床がとかドアがとかっていう住環境がですね、憲法が保障しました憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営むことに本当になってるのかと、最低限度のやっぱり生活が保障されてるかっていうところも考慮をして、ぜひ修繕費——皆さん高齢で、年金生活の方も多いですし、体が自由に動かない人もいらっしゃるんでね、そのことは今後も検討していただきたいと要望いたします。

それと今町長が言われました、何ですか、吉田団地Aですかね。西と東、A、Bってあれに書いてありましたけど。その今後のことについてですね、一応プロポーザル、これですかね、

東水巻駅周辺等整備基本構想っていうのが出ておりますけども、いくつかの民間の業者にどういうふうにしていくかっていうのをプロポーザルっていういますか、いろいろ提案、いくつかの業者が提案をしてるっていう状況までは報告をしてもらっていますが。

ちょっとね、これ見させていただくと、やっぱり民間業者はどうしても水巻町っていうのを、北九州のベッドタウンで交通の便がいい、小ぢんまりしてどうのっていうふうな捉え方が多いんですけど。私は本来は町づくりっていうのは、もちろんそういう業者、専門の方の意見も聞きながら、やっぱり町長が、私はこういう町にしたいんだと、北九州のベッドタウンだけじゃなくって、小ぢんまりとして、緑が多くて、子育てを支援してて、環境がいいでっていうような売り出し方っていうのも当然ね、やっぱり町の役割としては、考えて進めていただきたいと思いますと考えておりますけれど、ちょっと町長に対して、答弁をお願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

[「短めをお願いします。」「簡潔に。」と発言する者あり。]

町 長（美浦喜明）

いいですか、長くなりますけど。

あのですね、基本計画はあくまでも基本計画、この基本計画は遠信さんの紹介で1,000万頂いたので、あのとき町のお金ではやっておりませんが——だったと思うんですけど。やはりですね、この町、今、町全体のベッドタウンだけじゃなくてと言われますけど、この町を維持していくですね、それは豊かな緑で公園だと、素晴らしい提案もあるかも分かりませんが。

やはり財源的に、公園を造れば維持費がかかるんですね。今、みどりんぱあーくとかいろいろ造ってます。これから今、遠賀川の河川事務所と、中間（市）が今いろいろな事業やっていますが、河川敷を河川事務所、国土交通省と話をして、あそこに多目的な広場等を造ったり、そういうことを今、水面下で進めております。

その中で、やはり東水巻に近い県道の横だというところで、あそこを私としては、個人的には住宅じゃなくて、いろんな——例えば、吉田ボタ山跡地のようなビバホームのですね、ああいう誘致ですね。あそこで年間4,500万の地代をもらってるわけですよ。それがいかに水巻に貢献をしているかと。そして固定資産税が約二千七、八百万入ってるわけですよ。これは財政課があまり言わないですけど、出ることばかり締めつけて、入ってくることは言わないですけど、私としてはこの水巻で約七、八千万の財源が毎年入ってくるわけですよ。そういうその跡地利用も考えていかなければいけないというのが基本的な考えです。

だから、住宅、住宅と私は言ってるわけではありません。ただ、吉田小学校の横はですね、福原学園の土地を民間業者が買って、私たちが要望したわけではありません。120戸の造成をすると。でも、これは水巻にとって固定資産税、町県民税が入るから、私にとってはもうウェルカムです。人口減少の歯止めにもなります。そういうことで今、吉田周辺は良い条件の中で、東水巻駅を中心に駅舎の改装もしながら、魅力ある、特に若い世代が、水巻いいなと言って住

んでくれるような魅力のあるようなものを公募しながら計画していきたいと・・・。

ただ、今ですね、イランとアメリカの戦争で資材等々、それから企業もそういう資材高騰の中で進出するというようなものがなかなか今ないわけです。だから当面、そういう状況が落ち着かないと、ああいう事業についても難しいなと・・・。

だから、少し時間はかかりますけど焦る必要もありませんので、跡地利用については、少なくとも個人のマンションとか住宅を建てるような考え方はないということだけは皆さんの前で、個人的ですけど、発言をさせていただきます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

町営住宅の吉田団地の件につきましては、37 棟以降の 2 階建ては修繕するつもりはないということで、建て替えるつもりはないということは分かりました。——ということは、その方々が住替えて言っても、もうあまりりにもひどいところですよ。それこそずっとお風呂のドアがどうか、先ほど憲法 25 条に反するような状況の住宅もあるかと思います。

そういう中で、住替え先もないですよ、今の状況だと。だからそのまま放置している。放置ですよ。放置しているのと一緒にですよ、手を付けないんですから。放置しているという状況だと思います。

そのことについては、早くエレベーターを全部設置計画を立てるとかですね、今ある、6 棟ありますかね、吉田団地にも 5 階建てが。それにきっちりエレベーターをつけるとか、そしたら高層に高齢者も住めますんで、もうそれを 1 日も早くしていただきたいと思います。

でなければ、今、私もいろいろ相談いただきますが、本当に低家賃の住宅がないんです。いつかの一般質問をさせていただいたかと思いますが、もう生活保護の 3 万 2,000 円以下の住宅って町営住宅しかもうないんですよ。だから町営住宅——それで今、全国的にも高齢者の生活保護を受ける方が増えているという状況の中でね、やっぱここがセーフティーネットとして町営住宅、公営住宅が支えなければ住めないんですよ。生活保護の基準がね、どんどん上がっていけばいいですけど。そこはね、セーフティネットとしての役割があるので、町長減らしたいばかりだと思いますが、きっちりですね、そこはセーフティネットとしての住宅の役割を忘れずにですね、しっかり当たっていただきたいというふうに思っております。

それで修繕費の件も——ちょっとほかのことも言いたいんですけど、修繕費の件ですけども、今ね、町営住宅の家賃収入は年間 1 億 8,800 万円あるんですね。それで特に改良住宅だけでは 1 億 6,300 万円あります。収入がね。これがどれだけ——この内訳はちょっと分かりません。改良住宅の吉田団地の分がどんだけ、1 億 6,300 万円の収入のうち吉田団地がどれだけ収入があるのかちょっと私はちょっと分かりませんが。分かったら教えていただきたいと、文厚産建委員会じゃなくて総務財政委員会でいいので言っていたきたいと思います。

しかし、そのための修繕費はたった 2,900 万円なんですよ。予算見るとね、8 年度の予算。た

った2,900万円なんです、修繕費は。だからですね、やはりもう少しね、建て替えないんだったら、もう誰が見ても、町外の方が見てもやっぱり古い住宅が残ってるねっていうふうに見られているあの吉田団地に、もう少しやっぱり町として、今まで建替え計画も立たず、何度も言いますが放置してきたんですから、もう少しね、あの中での修繕ももう少しは考えてあげていいんじゃないかと、お金使っていないんですから。家賃収入、入ってますよ。ですから収入が入ってるんですから、修繕費を増やしてください。それを言っておきます。

それとエアコンの電気代ですね、物価高騰に対して消費税を下げたいというのが国民の声だったと思います。さきの総選挙で高市首相ね、ゼロ%に下げると言いました。悲願だとか言いましたがけれども、いまだに何もしませんね。それで今度は1%で来年になりますとかいう、本当に手が遅い。本当に施策が遅い状況です。それで、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金、これがやっと6月の国の補正で出ました。町の限度額ですね、交付限度額いくらになってますか。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

企画課長（藤田恵二）

岡田議員の再質問にお答えいたします。

今回、国の補正予算では重点支援地方交付金推奨事業メニュー分として総額1,000億円が予算措置をされておりますが、昨日ですね、水巻町への交付限度額として1,328万4,000円ということを示されております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

1,328万円。これだけですか。意外に少ないんですね。そうですか。もう少し、億ぐらいいくなと思ってたんですけど。ちょっと少ないですね。

それにしても、じゃあ少ないなら少ないで町が手当しなければならないということになるわけですが。やはり異常気象の下ですね、このエアコンっていうのは本当に大事だということ、それと国が利用控えにも注意をしているということ。その辺は、執行部の皆さんとの考え方はもう本当に一致していると思います。それでそういう中で、物価高騰も皆さんの暮らしが大変だということは、本当に認識は一致していると思うんですね。

でも実際、今私たちが御相談なんか受けて、生活保護の皆さんの生活実態なんか見ると、本当にゆとりはないんですよ。エアコンない方もいらっしゃいます。もう玉のような汗をかいて暮らしてる方もいらっしゃいます。そういう方にね、やっぱり命を守るためには、やはり町として、補助金がちょっと思ったより少ないんですけども、何かしらの手当をしていただきたい

いということはもう補正予算でね、しっかり町民の声に寄り添って、補正予算をしっかり編成してほしいということは、これまでも何度も言っていましたので、ぜひ今回、エアコンへの補助金の交付も否定しないという答弁もいただいております。ぜひ、ここをしていただきたいと思います。

それで消費税は、大金持ちの人も生活保護の人も一律同じに取られる額なんですね。消費税の金額が水巻町にどれだけ入ってきているかというと、6億ぐらいでしたっけ、6億、7億ぐらいだと思うんですけど、前年度より2,000万ぐらい今年度予算で多いと思います。

やはりですね、やっぱり税金というのは、お金持ちの方ほどたくさん払っていただくのが当然なんですけど、消費税の場合は一律同じ金額、税金払ってるんですよ。

だから、本来は非課税の方々です、みんな。非課税の方々です。非課税の方々が非課税であるべきなのに、税金払ってるんで、取られてるんですよ、消費税で。そうしたらね、やっぱりそこを何かの形で還元してあげるといっかね、そういうことは私は必要だと思うんですよ。

そして、本当にそれがもう憲法25条に基づいて、本当に住宅と一緒にですよ。本当に最低限度の生活、保障するためには必要だと思います。

それで、そして片や今、NISAばかりですけど、もう1,800万円まではNISAでね、税は取りませんよ、非課税ですよって。お金を有効に投資できる方には非課税、そして本来非課税であるべき低所得者の方々は消費税で、3%、5%、10%取っていくという、こういう今の社会の在り方なわけですね。

ですから、国が変わらない限りは——1%になるかもしれませんがと言ってますけど、それでもまたそれが2年間終わればまた増税なんですね。

だから、今この水巻町に住まれている、この町民の皆さんの、本当にこれ以上の電気代はもう払えない。朝、安い野菜を買いに行く努力をしたり、お弁当や惣菜が安くなったのを毎日見計らって走っていったり、そういう自己努力で何とか生活している方々がおります。議場にいらっしゃる方に仕事があって、給料が入って、そういう方々だけじゃないんですよ。そういう大変な方々に税金を使っていただきたい。払える者はしっかり税金払う。そういうふうに町はね、還元——そういう方々に、非課税の方々も取っている税金をやっばり返していくっていう立場でね、このエアコンの助成、電気代の助成というのをぜひ検討をいただきたい。この補正予算で、ぜひお願いをしたいと思っております。

それとすみません。長くなります。言っておきます。

敬老祝い金の問題ですが、敬老祝い金も最初の質問で述べたとおりです。いろいろな声をいただいております。それで、どこかに線引きをしないといけないということも、十分承知の上です。ですが、誕生日に支給するのが無理だとしたら、せめてその年度内にいる方は、その年度内に支給していただけるっていうことぐらいはね、検討できるんじゃないでしょうか。

北九州市を見ますと、年度内に次の年齢になる誕生日の方っていうふうに書いてありますね。だから、こうやって年度内に支給されてるところは結構ありますので、そこについて検討をいただけるかどうかですね、お願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

船津課長。

福祉課長（船津未華）

岡田議員の再質問にお答えいたします。

学年単位で支給とか、同級生で同じ学年を対象とするという考え方は、支給時期の差を解消する1つの方法ではあると思っております。しかし、年度末の年齢を基準とした場合には、誕生日を迎える前に祝い金を受け取ることになります。実際には、対象年齢に達していない方も支給対象となります。また、支給後に誕生日を迎えることなく、お亡くなりになる場合っていうのも考えられます。

このようにどの基準を採用した場合であっても、それぞれ異なる課題があるとは思いますが。本町の敬老祝い金は老人の日である9月15日を基準として、対象者を確定し、長年にわたり運用してきた制度でございます。本町といたしましては、平成11年度の制度の見直しをみて現在の制度が定着していることから、現時点では誕生日に変更するという考えはございません。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

誕生日は分かりましたので、年度内支給についてはどうですか。

議 長（白石雄二）

船津課長。

福祉課長（船津未華）

すみません。誕生日じゃなくて、学年単位での支給をする考えはございません。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

今のところはないんですね。やはり、住民の声をもう少し拾い集めたらいいかと思えますんで。やっぱり皆さんのお祝いをしていただくのは、ありがたいことですので、やはりそこは不公平のないようにね、やっぱりできるだけ不公平のないように——どこに線引いても一定程度出るかと思いますが、年度を越えて、あと1年っていうのはなかなかきついですよね。やはり、9月15日、16日以降の方々にとってはですね。だから、その辺は年度内に、同じ同級生、成人式と同じ考え方でやっていただけたらというふうに要望を付け加えさせていただきます。

それと先ほどのいろんなお金の使い方の問題ですが、保育料も全部無料にさせていただけると

か、学校給食も本当にしていただきましたし、補聴器の問題も取り上げていただきました。やはりそういう町民の皆さんの身近な声を届けて、そして議論して、町長とも議論する中で、実際に執行部の皆さんも努力をしていただいていたわけですけども。

やはりこのエアコンの助成についても、やはり一定程度のお金を使うことは、これは物価高騰対策としても、この事業メニューの中にも入っていますよね。物価高騰に伴うエネルギーの物価高騰の負担を軽減するための支援の2番とかですね、5番とかに入ってますよね。

だから、ぜひ、これについて検討していただいているのかどうか、今ですね、現在。もう7月10日までに施策を出さないといけないんだろーと思いますんで、今どういう状況なんでしょう。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

企画課長（藤田恵二）

岡田議員の再質問にお答えいたします。現時点での答弁になります。

町長の答弁のとおり、企画課のほうで、今効果的な事業等の情報収集を行っております。そして昨日ですね、交付限度額というのが示されましたので、この交付限度額を踏まえて事業効果、優先順位等の協議、また事業課との調整など、実施する事業について政策決定をしていきたいということです。その個別の内容等については、やはり意思形成過程情報になりますので、この場での御答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

10 番（岡田選子）

今回、これまでも何度もエアコン助成と電気代の助成は言ってきました。やっぱり今の町民の皆さんの払える人はいいいんです。払える人は対象にしてないんです。払えない方にね、今以上の電気代の負担はできないという、今の現状の暮らしの真っただ中にある大変な方々に対して、やはり今こそ何がしかの支援をするべきときだと、いうふうに私は思っております。

——ので、町長はそういう視点でですね、ぜひ——それはいろいろ入ってきたら、学校給食にも手当したい、あれにも手当したい、分かりますよ、そりゃ。分かりますけど、やっぱり町民の命を守る、安心を守るっていうのは、憲法25条に違反することはできないので、憲法25条に基づいてですね、皆さん宣誓されて公務員になられているんだし、憲法25条に反しないためにもですね、この電気代の補助、この夏のエアコンの補助をぜひ検討をしていただきたいと思います。と思いますが、最後に町長、お願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

指したら最後までいきますよ。いいですか。

よくもう共産党の議員さん、岡田議員たちがいつも言われるの、極論ですよ。ここだけを今言う、そこだけを見れば、この会場の皆さんは、そうやねというふうに思われると思いますけど、私のほうも全体を今、企画課長が言いましたように全体を見てしなければいけないというのが1つ。

それから、先ほどの例が金持ちと低所得者のお話をされましたけど、この水巻ですね、今、若い人が入ってきてますが、一生懸命子どもを預けて、そしてローンを組んで、ローンを払いながらですね、本当に30代40代の人が、朝から晩まで一生懸命子どものために、また家庭のために働いて税金を納めています。そういう方もおられるわけですよ。

ただ、金持ちと低所得者とで、この低所得者に、その人たちの気持ちを酌んで、町は出さないかということを強く言われますけど、私はやっぱり商品券も含めてそうなんですけど、するときは全体的にですね、1人1万の商品券を配りましたけど、皆さんが納得して、みんな喜んでもらいましたよ。

それが、ただ一部の困ってる人だけ、それから金持ちはいいんだ、もう困った人だけには早くやらんかというようなことはいかがなものかなと、私は思うわけですよ。

だから、いつも考えるときなんか、企画のほうにも言ってるのは、みんなやっぱりどなたも町民だし、公平に税金を使わないといけないから、そこら辺も配慮しないと……。それじゃ、何件あって、どの方がそのクーラーの補助金をしないと買えないんかとか、いろいろあると思うんですね。電気代、電気代言われて、国もガス代、電気代は、それからガソリン代も含めて、結構予備費で使ってるとか、そういうこともあります。

だから、1つだけを聞きよったら——でも私が思うのは、それじゃあ何件あって、その方たちがですね——しかし、個人情報のあれがありますので、調査することはなかなかないですね。

だから、今、現実的にそれじゃ、岡田議員が言われるようなことを実行するっていったら、非常にハードルも高いし、やはりクーラーを買える、買えないじゃなくて、その低所得者なら低所得者みんなにですね、平等にやらないとなかなか後で「あそこだけやって、私たちも」という不公平感も生まれるんじゃないかというふうに、私は思っておりますので、少し話が長めになりましたけど、次回9月もありますので、どうぞ御質問をお願いいたします。

[「不公平なくやってください。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

以上で2番、日本共産党の一般質問を終わります。3番、住吉議員。はい、住吉議員。

12番（住吉浩徳）

12番、無会派 住吉です。冒頭質問を行います。

1. 県道中間水巻線について。

吉田方面より頃末方面へ車で向かうとき、頃末南交差点の真ん中の車線を直進して、そのまま頃末国道ランプ南交差点に進入すると、自動的に国道3号線に上がる車線に入ってしまう。青色に塗られた道路が、国道3号線に上がる専用ラインと気づき、慌てて車線を変更する車両をよく見かけます。

私自身も間違い、国道3号線に上がる右折車線から、直進する中央線に車線変更した事もあります。右折車線から直進する中央線に車線変更してきた車両に、急ブレーキをかけたこともあります。大きな交差点では、車線変更できないように中央線が黄色いラインとなっています。交差点付近での急な車線変更は、危険だと判断されているためではないでしょうか。

黄色の車線で車線変更した場合、道路交通法違反となるようです。何度通っても頃末南交差点からの車線に違和感を覚えるのは私だけでしょうか。

次の質問について、県の事業ですので分からないことや答弁できないこともあると思いますが、答えられる範囲で町の見解をお答えください。

(1) 頃末国道ランプ北交差点付近から、鯉口交差点付近までの工事が終わっていますが、次期工事の予定はありますか。それとも最終形ですか。

(2) 次期工事がある場合、水巻町の要望は取り入れてもらえそうですか。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

県道中間水巻線についての御質問にお答えします。

御指摘の交差点は、県道中間水巻線と国道3号が交差する頃末国道ランプ南付近と考えます。県道中間水巻線の拡幅事業につきましては、都市計画街路事業として県が整備を進めております。街路事業とは、都市における道路や関連施設を計画的に整備し、安全で快適な交通環境を確保することで、良好な市街地形成を図ることを目的とした、単なる道路整備ではなく、交通、防災、環境、地域振興を総合的に支える都市基盤整備として実施されるものです。

具体的には、自動車、歩行者、自転車の安全な通行空間を確保することで、交通渋滞の緩和や交通事故の防止を図ります。また、災害時には避難路や緊急輸送道路としての機能を果たすことから、防災性の向上にも寄与するとともに、沿道の土地利用の促進や市街地の活性化、景観形成など、まちづくりの基盤としての重要な役割を担っています。

今回の頃末工区、施工延長435メートルの都市計画街路事業では、JR鹿児島本線のアンダーパス部の拡幅など、技術的に難易度が高い箇所が含まれており、これらの諸問題を解決するため、本線の南側に仮設の線路を設けたり、夜間工事の期間が数年に及ぶなど、頃末南、吉田三、鯉口団地などの近隣の皆様には多大な御迷惑をおかけしました。しかしながら、近隣の皆様からの御理解と御協力、そして、JR九州をはじめとする工事関係者の皆様の御尽力により、今年の3月24日に4車線にて供用開始することができました。

御質問の、頃末ランプ南交差点付近において、直進車線を走行していた車両が交差点手前で右折専用レーンとなるため、直進する車両が急な車線変更を余儀なくされているとのことですが、道路交通においては、運転者が早い段階で進行方向を判断できることが重要であり、車線の変更を余儀なくされる箇所については、安全面への十分な配慮が必要であると考えております。特に、初めて通行する方や高齢ドライバーにとっては、交差点直前での車線変更が交通事故の要因となる可能性も否定できません。

本町としましては、まず、現地の交通状況や車線利用状況を確認するとともに、道路管理者である県と情報共有を行い、運転者が事前に進行方向を認識しやすくなる対策について協議してまいります。

そこで、まず1点目の、頃末国道ランプ北交差点付近から鯉口交差点付近までの工事が終わっていますが、次期工事の予定はありますか。それとも最終形ですか、とのお尋ねですが、先程答弁しました工事をもって完了となっており、現時点では次期工事の予定はなく、現状が最終形となります。

最後に2点目の、次期工事がある場合、水巻町の要望は取り入れてもらえそうですかとお尋ねですが、今後、新たな工事が計画された場合には、地域の様々な要望等について県と情報共有を行い、事業目的や安全性、技術的条件等を踏まえながら、実施の可否について検討してまいります。

引き続き、地域の皆様が安全で利用しやすい道路環境の整備に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、住吉議員。

12 番（住吉浩徳）

先ほど質問状にもあったんですけれども、頃末南交差点の右側車線、直線ですね、それ行きますと自動的に青いラインの右折ラインに入ってしまうと。頃末南ランプ、3号線の下までは直線なんです。3号線の下から急に右折になってしまう。3号線の間で車線が変更になってしまう。気が付いた方はそこからポンと中央線に飛び出てくる。非常に危険だと思うんですよ。

何度もあそこで車のがちゃがちゃと、事故じゃないんですけれども、されていることを見かけております。どうしても高齢ドライバーの方とか、高齢ドライバーと固定したら大変失礼になるんですが、高齢ドライバーとか普段通行しないドライバーの方にとっては、非常に危険な道路だと思われてしまうと思います。

最近、高齢ドライバーの事故等々がテレビなどで報告されております。まず、事故が起きてからでは遅いと思います。

分かりにくい車線運用は、事故リスクを高めるおそれがあると思いますが、町はどのように認識しておられますか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

住吉議員の再質問にお答えいたします。

高齢者を含む全ての道路利用者にとって、分かりやすい道路環境が重要と考えております。御質問にあります交差点を含めて、町内様々な道路がございます。道路環境につきましては、安全性や視認性、通行しやすさ等今後も追及して、道路の改良に今後とも努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

12 番（住吉浩徳）

そうですね。日常的に利用している方だけじゃなくて、やっぱり初めて通る方だとか、非常に分かりやすい道路であることが大切だと思いますので、そのような視点での検証もお願いしたいと思いますが、現地を含めそういった検証はできますでしょうか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

再質問にお答えいたします。

利用者の立場に立った視点は、議員言われるように非常に重要だと思います。自動車だけでなく歩行者も含めて、歩きやすいように、道路利用者皆さんにとって良い環境で通行できるような道路へと、今後とも改良を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

12 番（住吉浩徳）

そうですね。近くに小学校もありますし、歩道橋ができて、子どもさんたちは結構上通ってるんですけども、横断歩道を通られる方も多いですし、あの辺の事故というのは、交通関係の麻痺にもつながると思いますので、私自身もその地域の方、それからいろんな方からお話をいただいて、この一般質問させていただいてるんですけども。

今後検討ですね、道路を新しく造るとか改善するときに、検討に当たっては、利用者の声も参考にしてもらえればと思いますが、そういった意見聴取などはできますでしょうか。いかが

でしょうか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

議員の再質問にお答えいたします。

住民の皆様からの意見は、大変貴重であるというふうに思っております。

特に、通学路等は、やっぱり学校とかP T Aとか、多くの方たちの意見を聞いて、それから整備を進めるというふうにしております。

自動車通行の、特に交差点等も、やはり区長さんをはじめ、地元の方々の声を十分に聞いて、それから計画に入るというふうなことが大事だと思いますので、今後ともそういった方向で進めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

12 番（住吉浩徳）

その辺のところ、よろしくお願いいたします。

案内表示とか道路標識っていうんですかね、路面に書いたりとか、そういうので比較的分かりやすく取組ができればと思うんですが。何か対策というか、何か町的にこういうふうな県に申し出ていくとかいうお考えはありますか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

再質問にお答えいたします。

御提案にありますように、比較的实施しやすい対策も含めて県と協議してまいりたいと思っておりますけども。方法としても、例えば看板を設置したり、できたらその車線をうまくもう一度書き直して車両誘導するとか、そういうふうなことで、検討と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

12 番（住吉浩徳）

何回も言うようですが、事故が起きてからでは遅いので、早急な検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですね。町におかれましては、日頃から交通安全対策に御尽力いただいてると思いますが、その上で今回の箇所だけでなく、町内他の道路についても、町民の安心・安全のため引き続き改善に向けた取組を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

住吉議員の再質問にお答えいたします。

交通安全も非常に重要な課題でありますので、引き続き、関係機関と連携しながら、安全性の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

12 番（住吉浩徳）

最後になりますが、頃末国道ランプ南交差点につきましては、通勤ラッシュ時、それから帰宅ラッシュ時を含めて、再度現地を確認していただき、道路管理者である県と協議を行っていただき、水巻町の安心・安全な交通環境の改善に取り組んでいただきたいと思います。このことを要望して、私の質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で3番、住吉議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 58 分 散会